

兵庫県公報

平成26年 2月21日 金曜日 第 2570 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 市街地再開発組合の解散認可（市街地整備課）	2
○ 道路の位置指定（建築指導課）	2
○ 建築士法に基づく免許の取消し（同）	2
○ 建築士法に基づく行政処分（東播磨県民局）	2
公 告	
○ 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（県民生活課）	3
○ 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	4
○ 私立中学校の設置認可（教育課）	5
教育委員会公告	
○ 落札者等の公示	5
正 誤	
○ 平成26年 2月 3日付け兵庫県公報号外中	6

告 示

兵庫県告示第137号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成26年 2月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

菅谷土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	山 下 泰 生	豊岡市出石町荒木306番地
同	川 崎 誠	同 市出石町荒木1061番地
同	渋 谷 輝 雄	同 市出石町荒木725番地
同	川 崎 稔	同 市出石町荒木681番地
同	石 田 稔	同 市出石町福見563番地
同	國 谷 哲 雄	同 市出石町福見416番地
同	旗 谷 壽 雄	同 市出石町暮坂205番地
同	中 川 正 幸	同 市出石町暮坂403番地
監 事	加 藤 茂	同 市出石町荒木983番地
同	道 本 政 明	同 市出石町荒木596番地
同	石 田 正 喜	同 市出石町福見522番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	川 崎 普	豊岡市出石町荒木1014番地
同	川 崎 誠	同 市出石町荒木1061番地
同	竹 下 明 宏	同 市出石町荒木376番地
同	籾 谷 篤 男	同 市出石町荒木584番地
同	石 田 稔	同 市出石町福見563番地

同	前 田 忠 雄	同	市出石町福見384番地の1
同	中 川 正 幸	同	市出石町暮坂403番地
同	旗 谷 幸 雄	同	市出石町暮坂28番地
監 事	加 藤 信 弘	同	市出石町荒木948番地
同	渋 谷 輝 雄	同	市出石町荒木725番地
同	旗 谷 壽 雄	同	市出石町暮坂205番地



兵庫県告示第138号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第45条第4項の規定により、阪神尼崎駅南地区市街地再開発組合の解散を認可した。

平成26年 2月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三



兵庫県告示第139号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成26年 2月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H25丹波位置 0005号	26. 2. 6	丹波市氷上町上成松字南屋敷73番3の一部、 84番の一部	4. 10	34. 97



兵庫県告示第140号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定に基づき、次のとおり建築士の免許を取り消した。

平成26年 2月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 免許の取消年月日
平成26年 1月28日
- 2 建築士の氏名
秋 宗 邦 夫
- 3 建築士の区分及び登録番号
(二級) 第1860号
- 4 免許の取消しの理由
建築士法第8条の2第1号に該当する旨の届出があったため。



兵庫県告示第141号

建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定により次のとおり建築士事務所の処分をした。

平成26年2月21日

東播磨県民局長 福 田 好 宏

- 1 処分をした年月日
平成26年 2月 4日
- 2 建築士事務所の名称
一級建築士事務所有限会社未来工房
- 3 建築士事務所の所在地

- 明石市太寺3丁目5番54号
- 4 建築士事務所の開設者の氏名
代表取締役 小村 敏夫
- 5 建築士事務所の区分及び登録番号
兵庫県知事登録（一級）第400529号
- 6 処分内容
平成26年3月1日から建築士事務所の閉鎖1月
- 7 処分の原因となった事実
上記建築士事務所の管理建築士が、当該建築士事務所の業務に関し、国土交通大臣から平成24年3月27日付けで、建築士法第10条第1項の規定により、1月間の業務停止の処分を受けた。
このことは、同法第26条第2項第4号に該当する。

公 告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局県民生活課、同部管理局文書課県民情報センター、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2月間とする。

平成26年2月21日

兵庫県知事 井戸 敏三

- 1 (1) 申請受付年月日 平成26年1月31日
- (2) 特定非営利活動法人の名称等
- ア 名称 特定非営利活動法人K I D HOUSEジョン
- イ 代表者の氏名 中島 広美
- ウ 主たる事務所の所在地 川西市南花屋敷4丁目21番6号
- エ 定款に記載された目的
この法人は、子どもに対して、自ら考え思考力を付ける事により、生きる力を育てる子どもの能力開発事業を行い、健全育成に寄与することを目的とする。
- 2 (1) 申請受付年月日 平成26年1月31日
- (2) 特定非営利活動法人の名称等
- ア 名称 特定非営利活動法人あまがさき環境オープンカレッジ
- イ 代表者の氏名 大原 一憲
- ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市南塚口町2丁目1番3号 塚口さんさんタウン3番館6階
- エ 定款に記載された目的
この法人は、市民、企業、学校及び行政等様々な主体の協働により、環境に関する開かれた学びの場として情報提供業務や相談事業を行うとともに、講座やイベントを企画・実施し、また他の団体等が企画する講座やイベントの実施を支援することで、環境の保護・保全のために行動する市民の育成と各主体相互の連携に寄与することを目的とする。
- 3 (1) 申請受付年月日 平成26年1月31日
- (2) 特定非営利活動法人の名称等
- ア 名称 特定非営利活動法人パイロットプランツ
- イ 代表者の氏名 松本 智翔
- ウ 主たる事務所の所在地 朝来市和田山町竹田2488番地
- エ 定款に記載された目的
この法人は、一般市民に対して、地域産業の復刻や新産業の創出に関する事業を行い、地域コミュニティを再構築することで、個性を持った地域作り、活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。
- 4 (1) 申請受付年月日 平成26年1月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人G A T E

イ 代表者の氏名 長谷川 和 代

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市田寺東2丁目43番27号

エ 定款に記載された目的

この法人は、西播磨地域を中心とし、住民に対して地域人材による英語教育支援事業を行い、グローバル化に寄与することを目的とする。

5 (1) 申請受付年月日 平成26年1月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人姫路街おこしアートプロジェクト

イ 代表者の氏名 中 村 和 成

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市本町68番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、姫路を訪れる観光客や姫路市民に対し、アートギャラリーの運営事業を通して姫路の芸術家の発掘育成や姫路の伝統工芸の発信など、芸術文化の推進普及活動を行うことにより新たな姫路の観光資源となり、姫路城下の商店街の活性化の一翼を担い、魅力溢れる姫路の街づくりに貢献すること及び姫路市の芸術文化の発展保存に寄与することを目的とする。

6 (1) 申請受付年月日 平成26年1月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人順風会

イ 代表者の氏名 安 浪 順 一

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市東難波町2丁目9番22号

エ 定款に記載された目的

この法人は、在宅で介護が必要な高齢者、障害者（児）やその家族等、ケアを必要とされる方を支援する事業を行うと共に、自らの自立、社会参加を促す地域コミュニティ作りの推進を図ることにより誰もが安心して暮らせるまちづくりと地域社会の実現に寄与することを目的とする。

7 (1) 申請受付年月日 平成26年1月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人淡路島未来教育支援会

イ 代表者の氏名 大小島 等

ウ 主たる事務所の所在地 淡路市木曾下1277番地1

エ 定款に記載された目的

この法人は、子ども及びそれに関わる個人、法人、その他団体に対して、耕作放棄地及び周辺森林を活用した事業を持続的かつ発展的に行い、豊かな社会づくりに貢献できる人材育成や農業及び林業の再生に寄与することを目的とする。

8 (1) 申請受付年月日 平成26年1月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 NPO法人庵ノ上

イ 代表者の氏名 初 田 毅

ウ 主たる事務所の所在地 加西市朝妻町157番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、生活支援及び社会参画促進に関する事業を行い、障害者福祉の増進とすべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

~~~~~

**特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請**

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局県民生活課、同部管理局文書課県民情報センター、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2月間とする。  
平成26年 2月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 申請受付年月日 平成26年 1月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人建物保全協議会

イ 代表者の氏名 金 野 誠 史

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市東難波町4丁目11番33号

エ 定款に記載された目的

この法人は主に市民に対して、住環境の質を確保するために、建物の適正な品質維持・管理や次世代育成及び地域の活性化に関する事業を行い、安全安心で健康快適な地域社会の推進及び生活の質の向上に寄与することを目的とする。

2 (1) 申請受付年月日 平成26年 1月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人千姫プロジェクト

イ 代表者の氏名 熊 谷 哲

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市西今宿3丁目6番3号

エ 定款に記載された目的

この法人は、播磨地域を主たる活動エリアとして、情報通信技術を利用したエコマネー「千姫」を開発し、それを活用して地域社会において善意の循環を促すことにより、環境問題等地域課題についての取り組みを推進し、質の高い市民生活の実現と普及啓発に寄与することを目的とする。

3 (1) 申請受付年月日 平成26年 1月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人兵庫ふるさと創成センター

イ 代表者の氏名 藤 岡 淳 二

ウ 主たる事務所の所在地 淡路市佐野1721

エ 定款に記載された目的

この法人は、農山村や漁村の整備の促進と都市部の就農希望者や農山村・漁村への定住希望者に対して、情報の提供や必要な支援に関する諸事業を行い、健全な地域社会の振興と発展を図るとともに、豊かで住みやすい農山村や漁村の創造に寄与することを目的とする。



**私立中学校の設置認可**

学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条の規定により、次のとおり私立中学校の設置を平成26年1月31日に認可した。

平成26年 2月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 名 称         | 位 置             | 設 置 者    | 総定員  | 開校年月日       |
|-------------|-----------------|----------|------|-------------|
| 東洋大学附属姫路中学校 | 姫路市書写字木ノ下1699番地 | 学校法人東洋大学 | 180人 | 平成26年 4月 1日 |

**教 育 委 員 会 公 告**

**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成26年 2月21日

契約担当者

兵庫県教育長 高 井 芳 朗

- 1 落札に係る工事の名称及び数量  
兵庫県立香住高等学校実習船建造工事 1 隻
- 2 契約に関する事務を担当する部局又はかいの名称及び所在地  
兵庫県教育委員会事務局高校教育課  
神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号
- 3 落札者を決定した日  
平成26年 2月 4日
- 4 落札者の名称及び住所  
新潟造船株式会社  
新潟市中央区入船町 4 丁目3776番地
- 5 落札金額  
1, 319, 537, 520円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成25年12月24日

正 誤

○平成26年 2月 3日付け（兵庫県公報号外）  
兵庫県告示第95号（平成26年度における保安林の皆伐限度面積）中

| (ページ) | (位置)                         | (誤)      | (正)      |
|-------|------------------------------|----------|----------|
| 2     | 表<br>円山川の款矢田川の項<br>干害防備保安林の欄 | 3. 56    | 4. 74    |
| 同     | 表<br>円山川の款矢田川の項<br>計の欄       | 1148. 51 | 1149. 69 |
| 同     | 表<br>円山川の款岸田川の項<br>干害防備保安林の欄 | 1. 18    | -        |
| 同     | 表<br>円山川の款岸田川の項<br>計の欄       | 586. 07  | 584. 89  |